

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 『文明論之概略』研究(上)   |
| Sub Title        | A study of "An outline of a theory of civilization"   |
| Author           | 佐志, 伝(Sashi, Tsutae)  |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 1975  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.47, No.1/2 (1975. 12) ,p.35- 64  |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論文  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19751200-0035</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『文明論之概略』研究（上）

佐 志 伝

一 序言

二 著述の動機および目的

三 要旨

緒言——第七章（以上「上」）

第八章——第十章（以下「中」）

四 まとめ

五 歴史観について（以下「下」）

六 日本史の記述

七 結語

## 一 序 言

『文明論之概略』全六巻十章は、福沢諭吉が明治七年三月ごろから執筆を思いたち、九月には第六章あたりまで書きあげ草稿整理の段階にはいり、なおこまかく推敲改稿をかさね、翌八年（一八七五）の小正月をすぎて第十章、八章、九章の順序で二月下旬までに一気に仕事を進め、三月二十五日に緒言を執筆してようやく脱稿にいたったものである。次いで四月十九日には文部省の出版許可があり、八月二十日に丸屋善七より発売された。福沢の数え年四十二歳の著作であった。

右の執筆の年月と順序ならびに発売日時の記述は、最近発表された(昭和五十年四月稿)中井信彦・戸沢行夫両氏の研究『文明論之概略』の自筆草稿について(『福沢諭吉年鑑』2昭和五十年九月刊)に依ったものであるが、この研究は従来全集の編纂校訂者のみに課せられていた草稿と版本との校合という苦勞の多い作業と、また逆に校合の過程で執筆者の推敲の軌跡をたどるといふ楽しみとの両方を、われわれに提供してくれた画期的な論文であり、今後の福沢研究の一つの方向づけをなした労作である。<sup>(1)</sup>

執筆開始の時期は右に言うように七年三月ごろとされており、その根拠は明治八年四月二十四日付の島津復生宛福沢書翰に「拙著文明論の概略此節脱稿、出版は今三、四ヶ月も手間取り候に付、一と通り為写さし上候。(中略)此書は昨年三月の頃より思立候得共」(『福沢諭吉全集』第十七卷百八十頁——以下同全集からの引用注記は、「全一七一—一八〇」のごとく略記する)とあることによるが、福沢の気持としては、その一カ月前から洋書の翻訳はこの辺でうちきり、じっくり腰をすえて本格的な勉強に取組もうとしていたらしい。それは七年二月二十三日付の莊田平五郎宛書翰(全一七一—一六四)に

私は最早翻譯に念は無之、当年は百事を止め読書勉強致積りに御座候。追々身体は健康に相成候を、ウカ／＼いたし居候ては次第にノーレジを狭くするやう可相成、一年計り学問する積なり。

とある記述によって察せられる。当時翻譯刊行中のものは『帳合之法』二編であり、今日言う簿記の紹介普及に福沢は力を尽していたが、幕末以来の翻譯稼業は弟子たちにゆずり、自分は「ノーレジ」を広くするため一年ばかり「百事を止め読書勉強」したいとの決意を鮮明にしているものと解される。何が福沢をしてかく決意せしめたか、また何を目的として福沢を勉学に励ませたのか、それを解明するのが、本稿の大きい目的なのであるが、前もってある程度の見通しを述べておけば、新来のヨーロッパの文明史家の学説に啓発されて和漢の史書を再読し、西洋文明と日本文明との基本的な相

違に着目して、当時の日本のおかれている状況のなかで、日本の文明はどうあるべきかを考えようとしたのであろう。

ところで、福沢の四十年にわたる著述活動において、明治七・八年にかけての時期は、もっとも啓蒙活動の活発な時にあたり、儒教主義ないしは封建門閥思想に対して、容赦のない攻撃の筆を向けていたため、時には筆が走りすぎて世間から非難を招いたこともあったが、とにかく一つの使命感にあふれていた時代で、単に著述活動に留まらず、言論による啓蒙活動として、日本で初めての試みである演説の練習を始め、やがて行なわれるであろう議会政治への訓練に日夜励んでおり、さらに七年の暮は、それから実に二十五年間の長きにわたって、ねばり強い交渉と物心両面に及ぶ暖かい援助を提供することになる所謂「長沼事件」発端の年でもあった。

また明治七・八年という時期を、福沢の著述年代のなかで位置づけてみると、明治五年から書き続けられている『学問のすゝめ』は、明治七年一月にその第四編と第五編が同時に出版され、二月から七月にかけて、すなわち『文明論之概略』が書き下ろされている忙しい時に、毎月一編ずつ第十一編まで発行されている。また同年二月からは「福沢論吉・小幡篤次郎著」と銘うった『民間雜誌』が慶応義塾出版社から発行されることになり、福沢は八年一月刊行の第六編までに、七編の論文を発表しており、その上に『明六雜誌』にも執筆するという、大変エネルギーな執筆活動を続けている。ただ、七年の後半はしばらくその執筆がとどまっている。その理由は、言うまでもなく『文明論之概略』の執筆に専念していたのであろうが、一方思いもかけぬ事態がひき起り、その対策に貴重な時間を割かなければならなかったためでもある。思いもかけぬ事態というのは、一種の筆禍事件であって、二月と三月に発行した『学問のすゝめ』第六編と第七編において論述した所謂「赤穂不義士論」と「楠公権助論」とが、はからずも読書界に大きな波紋をなげかけ、福沢に対する非難の声はいよいよ高くなり、ついには脅迫状がまいこむという事態にまで発展したので、福沢はやむをえずこれに対する反駁文（明治七年十一月七日付『朝野新聞』）を発表しなければならなかった。

このような経緯で『学問のすゝめ』はちょうど半年の空白を置いて七年十二月に第十二編と第十三編を同時に発行し、八年三月には第十四編を刊行している。『文明論之概略』は三月二十五日の緒言の起草をもって成稿を見、その決定稿はただちに検閲をうけるため文部省へ提出されたが、その検閲担当者である出版免許の課長がいずれも慶応義塾出身者の肥田昭作と秋山恒太郎<sup>(2)</sup>であったため、福沢は案ずることもなく四月中旬から家族と日光見物に出掛け、許可のおりた四月十九日はその旅行の最中であった。

八年五月一日には、日本最初の演説会堂として建設された三田演説館の開館披露が行なわれ、そこを発表の場として、言論による社会啓蒙活動は一層さかんになって行った。そして同年八月二十日には『文明論之概略』は発売されていたのである。

## 二 著述の動機および目的

『文明論之概略』の成立事情について、後年福沢はこう述べている（明治三十年刊『福沢全集緒言』全一―六〇）。

従前の著訳は専ら西洋新事物の輸入と共に我国旧弊習の排斥を目的にして、云はゞ文明一節づゝの切売に異ならず。加之、明治七八年の頃に至りては世態漸く定まりて人の思案も漸く熟する時なれば、此時に当り西洋文明の概略を記して世人に示し、就中儒教流の故老に訴へて其賛成を得ることもあらんには最妙なりと思ひ、之を敵にせずして今は却て之を利用し之を味方にせんとの腹案を以て著したるは文明論之概略六卷なり。読者は何れ五十歳以上、視力も漸く衰へ且つ其少年時代より粗大なる版本に慣れたる眼なればとて、文明論の版本は特に文字を大にして古本の太平記同様の体裁に印刷せしめたり。

本書を出版するにあたっての福沢の配慮の周到なることがこれによって知られるが、彼がもくろんだ自分より年長の儒

学者流の故老の賛同をうるといふねらいは、果して成功したものでどうか、いささか疑問に思うが、右の文章で注目したのは「西洋文明の概略」をしるしたと言っている点である。このことは後にふたたびふれるはずであるから、ここでは指摘するにとどめておく。

次にやはり福沢自身の言葉として、二つの史料を引用しよう。これらの史料は執筆当時のものとして重要な意味をもっている。

蓋し余が彷彿たる洋学の所見を以て、敢て自から賤劣を顧みず此冊子を著すに当て、直に西洋諸家の原書を訳せず、唯其大意を斟酌して之を日本の事実に参合したるも、余輩の正に得て後人の復た得べからざる好機会を利して、今の所見を遺して後の備考に供せんとするの微意のみ。但其議論の粗鹵にして誤謬の多きは固より自から懺悔白状する所なれば、特に願くば後の学者、大いに学ぶことありて、飽くまで西洋の諸書を読み飽くまで日本の事情を詳にして、益所見を博くし益議論を密にして、真に文明の全大論と称す可きものを著述し、以て日本全国の面を一新せんことを企望するなり。(「文明論之概略緒言」全四―五)

これは、さきに述べた三月二十五日付の緒言の一節であり、緒言とは言え執筆の順序からいうと本文を脱稿した後の文章であるから『文明論之概略』のまとめにあたり、本書執筆のねらいや目的、ひいては希望までが述べられているものと見てよいであろう。ここでも西洋の諸書を読んで日本の実情を調査するという立論の態度が示されているが、特に注目すべき点は、明治維新という価値体系の大転換期に遭遇したその体験を、七・八年後の今日記録にとどめておくのだという、歴史記録者として姿勢であろう。

続いて引用するのは、すでに引用した明治八年四月二十四日付(すなわち出版許可のあった五日後)島津復生宛書翰である。

此書は昨年三月の頃より思立候得共、実は私義洋書竝に和漢の書を読むこと甚狭くして色々さし支多く、中途にて著述を廢し暫く原書を読み、又筆を執り又書を読み、如何にも不安心なれども、マヽヨ浮世は三分五厘、間違たらば一人の不調法、六ヶ敷事は後進の学者に譲ると覚悟を定めて、今の私の智恵丈け相応の愚論を述たるなり。三、五年の後に学問上達いたし候はゞ、必ず自から愧入候事も可有之、其時は又候罪を謝して別段に著述可仕存候。(全一七一―一八〇)

右の引用文は私信であるためかえって執筆当時の情景が、ありありと描かれていて貴重である。右に述べられている執筆の苦心のさまは、富田正文氏の記すところによると「推敲彫琢、改稿又改稿の苦心を重ねて出来上ったもので、或る部分の如きは実に四回の書き改めをして、五回目の原稿により漸く上木の運びに至ってゐる」とのことである。さらにその原稿は直ちに写本がつくられ、福沢の昵懇の二・三の人に読んでもらいその意見をきくという周到さであった。

以上、福沢のしるす本書発行の動機ないし目的をまとめてみると、西洋の諸書を翻訳するという従来の態度を改め、その大意を要約して西洋文明の概略を紹介しよう、明治七・八年という時点で、社会的大変革を生きぬいてきたという共通の経験を通して、西洋の文明を検討してみれば、いかなる頑固な儒学者流も納得の行く点があるであろう、しかしこの議論には不備不完全な面も多々あるであろうから、後進の学者が一大文明論を著わすことを期待し、これによって日本全体の面目を一新させたい、というような主旨とみられる。

ここで、福沢が『文明論之概略』を著わさんとした意図がかなりはっきりしてきたのであるが、引用文中にみられるような「マヽヨ浮世は三分五厘、間違たらば一人の不調法」という開き直った態度ではなく、あくまでも自分が日本にその進むべき方向を指示するのだとの抱負を示しているものと理解できる。その意味で、はじめに引用した莊田平五郎宛書翰にみられるような、一年間も「百事を止め読書勉強」したいとの福沢の心意気が察せられるのである。たしかに本書は福沢の全著訳書中もっとも学術的理論的体裁が整っており、彼の主著と評するにふさわしい著作であって、家永三郎氏の言

う「福沢としても、いわば全力投球の意気どみで執筆した<sup>(4)</sup>」との評は適切である。

ところで福沢をしてかくまで学問的意欲をふるいたたせ、それに傾倒せしめた「西洋の諸書」とは何かと言えば、それは『文明論之概略』の本文中にその書名を明らかにしている次の四書に間違いない。

(一)「ギゾー」氏の文明史(全四―四二、以後全集四巻からの引用は単に頁数のみをしるす)

仏蘭西の学士「ギゾー」氏所著の文明史(一―三三)

(二)「ミル」氏代議政治論(四七)

(三)英国の学士「ミル」氏著述の経済書(四八)

(四)英人「ボックル」氏の英国文明史(五五)

右の四書のうち特にギゾーの『欧州文明史』とバックルの『英国文明史』が、福沢の『文明論之概略』に決定的な影響を与えているということは、早くから指摘されていて、またこれに関する論文や著書も少なしとしない。<sup>(5)</sup> 福沢の文明論について浩瀚な著述をされたのは、伊藤正雄氏と小沢栄一氏であって、前者の『口訳・評注文明論之概略』(昭和四十七年慶応通信刊)は『文明論之概略』全文の現代語訳と詳細な注解をほどこしたもので、本書のみを取扱った単刊本としては恐らく最初のものであり、また後者の『近代日本史学史の研究明治編』(昭和四十三年吉川弘文館刊)は福沢の全著書を史学史的に検討して、本書を日本における啓蒙史学成立のさきがけをなしたと評価している。

ギゾーの『欧州文明史』の原本はフランス語であるため、福沢はそれを英訳本(C. S. Henry, *General History of Civilization in Europe*, 1842)で読んでおり、現在慶応義塾には福沢の手沢、書き入れのあるヘンリー英訳本を所蔵しているが、それは一八七〇年(明治三年)版である。小沢氏は前掲書(一〇六頁)において、福沢がヘンリー英訳本によってギゾーの文明史に接触したのは、明治五・六年のころと考証して、『慶応義塾百年史』の説(上巻二八八頁)を否

定しておられるが、これは小沢氏の考証に従うべきである。

バックルの『英国文明史』(H. T. Buckle, *History of Civilization in England*, 1857, 1861) はむろん原本で読まれたはずであるが、現在慶応義塾に蔵する刊本のなかで、福沢の手沢本と見られるものは発見されない。そこで小沢氏は、福沢がバックルの原書を入手した時期を、文明論執筆の直前か執筆にかかった明治六年末か七年のはじめごろと推定しておられる(前掲書一一七頁)。そしてさらに「ギゾーとバックルの入手・読書の時期からいって、これらに感激的な傾倒を示したことが、たんにギゾーとバックルを参照し、取材したという以上に、『文明論之概略』の執筆とその編成に、根本的な示唆と鼓舞を与えたのではなかったであろうか。」(前掲書一五六頁)と云って、福沢が『文明論之概略』を執筆する直接の動機を説明しておられる。この断定はたしかに当たっていると思う。しかし、福沢の動機はそれだけではなさそうである。

ここで、福沢が『文明論之概略』を著わした動機と目的について、もう一度検討してみることにする。すでに「福沢全集緒言」「文明論之概略緒言」および莊田平五郎・島津復生宛の書翰をあげて、一応のまとめをしておいたが、西洋文明の紹介によって日本文明の現状を的確に把握しようという主旨はたしかに執筆の中心的課題であって、第二章「西洋文明を目的とする事」以下第九章「日本文明の由来」までは、その意図したところは十二分に論じ尽されているであろう。ところが『文明論之概略』の最後を飾る第十章は「自国の独立を論ず」と題する一編であって、言うならば「日本国独立論」であり決して単なる「文明論」ではない。『文明論之概略』としては多分に異質の論旨が展開される。これまで縷々のべてきた主題をまるでひっくりかえすような、足許をすくうような論調が展開するのである。かつて植村正久は福沢の文章を評して「あらんかなれども6)の文体」と言ったが、この場合はもっともスケールの大きい「あらんかなれども」と言えるかもしれない。この第九章までの内容と第十章との不連続性について、小泉信三は「福沢は突然その視角を一転した」7)

と言ひ、遠山茂樹氏は「論理の間隙がある」と述べている。これらの指摘はたしかに福沢の論文構成上の矛盾を鋭くついでいると思うが、福沢の心中を察するにこれは決して矛盾撞着するものでなく、むしろ第十章こそが福沢の言わんとする真髓であり、『文明論之概略』執筆の真の目的であると理解したい。それではその目的の動機は何かと言えば、次に述べるような外国交際によってひきおこされた、経済的社会的諸問題の当時の日本にあたえていた影響なのである。

外国交際と日本の独立の問題について、あるいは居留外国人の横暴不法な行為について福沢が言及した文献は、明治七年の元旦から翌八年十月までの間に、八編の多きを数える。以下それらを列記してみよう。

(一)「明治七年一月一日の詞」『学問のすゝめ』第五編として発行(全三一―五八)

今や外国の交際俄に開け、国内の事務一としてこれに閑せざるものなし。事々物々皆外国に比較して処置せざる可らざるの勢に至り、古来我国人の力にて僅に達し得たる文明の有様を以て、西洋諸国の有様に比すれば、啻に三舎を譲るのみならず、これに倣はんとして或は望洋の歎を免かれず、益我独立の薄弱なるを覚るなり。

(二)「内は忍ぶ可し外は忍ぶ可らず」(未発表原稿、明治七年七月以降起草、全一九―二二)

今一国内の人間交際は内の事なり、外国交際は外の事なり。内の交際は軽小にして外の交際は重大なり。内は忍ぶ可し、外は忍ぶ可らず。此学問のすゝめ、初編より十一編に至るまで、文章も事柄も様々なれども、其大趣意として失はざる所は、上下同権、共に日本国を守て独立を保たんとするの一事に在るのみ。

(三)明治七年十月十二日付馬場辰猪宛書翰(全一七―一七五)

方今日本にて兵乱既に治りたれどもマインドの騒動は今尚止まず、此後も益持続すべきの勢あり。古来未曾有の此好機会に乘じ、旧習の惑溺を一掃して新らしきエレメントを誘導し、民心の改革をいたし度、迎も今の有様にては外国交際の刺衝に堪不申、法の権も商の権も日に外人に犯され、遂には如何ともすべからざるの場合に可至哉と、学者

終身の患は唯この一事のみ。政府の官員愚なるに非ず、又不深切なるに非ず、唯如何ともすべからざるの事情あるなり。其事情とは天下の民心即是なり。民心の改革は政府独りの任にあらず、苟も智見を有する者は其任を分て自から担当せざるべからず。結局我輩の目的は我邦のナシヨナリチを保護するの赤心のみ。(中略) 日本の形勢誠に困難なり。外交の平均を得んとするには内の平均を為さざるを得ず。内の平均を為さんとするには内の妄誕を払はざるを得ず。内を先にすれば外の間に合はず、外に立向はんとすれば内のヤクザが袖を引き、此を顧み彼を思へば何事も出来ず。されども事の難きを恐れて行はざるの理なし。

右の三編を年代順に読んでみると、(一)の新年の挨拶の一節でふれた外国交際よりひきおこさる国の独立という問題を、(二)では『学問のすゝめ』の一編として発表しようとしたが、なんらかの理由でこれの発行はとどめており、次の(三)においては、福沢の信頼する門下生の一人で当時ロンドンに留学していた馬場辰猪に対して、当時のうれうべき国内の情勢(例えば「楠公権助論」に非難攻撃の矢をあびせる「内のヤクザ」の存在とか、佐賀の乱鎮定後もまだくすぶる不平士族の反政府運動というような「マインドの騒動」)を報じ、この状態を援うには「新らしきエレメント」を民心に注入して、困難な国際情勢をのりきり、「我邦のナシヨナリチを保護」したいとの焦慮を見せているのである。

(四)明治七年十一月十六日「征台和議の演説」『明六雑誌』第二十一号(全一九一―五四二)

結局今の我困難は外国交際に在り。今の我勁敵は陰に西洋諸国に在り。然かも其敵は兵馬の敵に非ずして商売の敵なり。武力の敵に非ずして智力の敵なり。此智戦の勝敗は今後我人民の勉強如何に在るのみ。

(五)明治八年一月「外国人の内地雑居許す可らざるの論」『民間雑誌』第六編(全一九一―五一八)……(引用は省略)

(六)明治八年四月二十九日付富田鉄之助宛書翰(全一七―一八三)

○木戸板垣再勤、政府も改革、左右院を廃して元老院を置たり。弥以て立憲政体と相成候事なり。固より事の初歩

なれば必ず不都合も可有之候得共、何れにもよき方えは赴候義、唯此上は外国の圧制に堪へ、程克くバランスを保つことを得るや否の一事なり。如何にもブリッチシインフランスは恐るべし。外国人の乱暴も追々増長いたし、先日より強姦の公事も両度なり。誰れか西洋諸国の白人を文明と云ふ。正是れ人道外の白鬼なり。耶蘇の宗旨もクソデモクラへ、無用の坊主を我国へ遣していらざる人を教化するより、人間らしき公使コンシュルでも置いて、泥坊と強姦の始末などする方、遙に優るべし。堂々たる英亜文明の政府にて、其人民が他国にて強姦を働き、其始末をせざるのみか、公使コンシュルは強姦者に左袒して正に我日本を抑圧せんとせり。驚入たるワイトデウル白鬼なり。

右の三編のうち(四)は明六社における演説の最後の部分であるが、征台の役の講和のなった時点で、真の敵は清国ではなくて西洋諸国であると指摘しているものである。(五)は外国人の貿易は有形の文明しか日本にもたらさないから、かれ等を今国内に雑居せしめるのは時期尚早であると言う。(六)は当時アメリカにいた友人富田に宛てたものであるが、ここでは激しい言葉で居留外国人の犯罪行為を攻撃している。外国人の不品行を痛烈に批判した史料は、まだ続いている。

(七)明治八年九月八日付高木三郎宛書翰(全一七一一八七)

在留の外国人の不行状、醜聞聞くに不堪、ミニストル其外の官吏は唯日本に対して威張るのみ。御雇の外人は金さへ取れば外に望はあらず。此様子にては行先き如何可相成哉。外国人は日本の成生を待たずして青喰にする積歟。金の玉子を生む鷺鳥を殺すとは此事なるべし。ミッシヨネル杯も沢山渡来いたし居候得共、何の役にも立不申、キャツ等も今の有様を見れば唯生計の為に来りし者とこそ思はれ候。

(八)明治八年十月七日「亜細亞諸国との和戦は我栄辱に関するなきの説」『郵便報知新聞』社説(全二〇一—一四六)

虚心平氣、以て我国の有様を詳にし、之を欧米諸国の有様に比して、学問の優劣、商売の盛否、国の貧富、兵の強弱を問はゞ、残念ながら今日の処にて我は未だ彼に及ばずと云はざるを得ず。然り而して学問と商売と国財と兵備とは

一国独立の元素なれば、彼に對して此物に欠典ありとすれば、我國の独立如何は唯歐米諸國に對して心配あるのみ。故に今我邦の困難事は一概に外国交際に在りと云ふ可らず。余輩は此外国の字義を狭くして歐米諸國との交際に付き困難ありと云はざるを得ざる也。

外国人非難の意見はサンフランシスコ副領事である高木宛の(七)の書翰でも述べられているが、ここで共通していることは(三)の馬場、(六)の富田と(七)の高木のいずれもが、当時外国に駐在しており、日本の実情にくらいという点である。そこで福沢としては右のような事実を報じて、あるいはかれらが滞在国で、何らかの措置を講じるのではないかとの期待をもったのであろうか。いずれにしる文言の激しさは、他の書翰には全く見られないものであり、いささか奇異に感じるほどである。『文明論之概略』第十章(二〇一)に、馬場からの報告として、インドにおけるイギリス人の横暴ぶりを載せているのは、右の怒りのきっかけかもしれない。

以上の八編のいくつかは本書の執筆が一応成った後のものであるが、このことはむしろ、反覆繰返してその趣旨を徹底させたものと見てさしつかえないであろう。ところで、これほどまでも福沢を焦りと危機感の淵の中に追いこんでいった客観的な国際情勢は、一体どういふものであったろうか。インドシナ半島では、フランスがベトナムを保護国としたり(七年三月)、独仏關係が一時緊張するとの報道(八年四月)もあつたが、直接日本に脅威をあたえるような緊急事態は、実は発生していない。しかし福沢は敏感に日本をしめつけている強力な外圧を感じとっていた。それは安政以来の不平等条約を楯にとつて、日本におそいかかっている諸外国の経済的社会的侵略であつた。

維新政府の推進する文明開化の実体は、廃藩置県、四民平等、学制發布、鉄道電信の制、太陽曆採用、徴兵制度、地租改正、秩禄処分等の一連の改革にみられるが、これらはいずれも西洋に行なわれる有形の文明を導入したもので、衆論を向上せしめる無形の文明の摂取に心が配られていないのが大きな弊害となつていた。このような政府の急進的な改革に反

対する立場のものは、衆をたのんでの集団一揆とか建設性を全く欠いた不平士族の反乱等であり、建設的なものとしては、わずかに征韓論に敗れた旧参議らが民撰議院開設要求の運動をおこしたにとどまっている。ところが、このような政府の失政を指摘すべき立場の洋学者が、かえって政府部内にはいりその傾向を助長しているのが実情であった。たとえば、明六社の有力なるメンバーである西周は、『明六雜誌』第一号(明治七年三月)に「洋学ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を發表してローマ字教育を主張し、同じく津田真道は「開化ヲ進ル方法ヲ論ス」(『明六雜誌』第三号)を著わして

今ヤ宇内人民一般ノ開化ヲ賛クル者基督教ニ如ク者ナシ、然レドモ中ニ就テ小大異同利害得失アルヲ免レス。サレハ其尤新尤善尤自由尤文明ノ説ニ近キ者ヲ取テ我開化ノ進歩ヲ助クルヲ以テ我邦今日ノ上策トスヘシ

と言っている。津田の開化策は実学と法教を奨励することであり、法教ではキリスト教を最善とし、キリスト教の多くの宗派のなかから文明の説に近い宗派を採用せよとの議論である。これらの意見は、軽薄な欧化主義一辺倒の洋学者流の考えとして、福沢がみとめないのは当然であろう。のち(明治九年八月)福沢はかれらを「口を開けば西洋文明の美を称し、一人これを唱れば万人これに和し、凡そ智識道德の教より治国、経済、衣食住の細事に至るまでも、悉皆西洋の風を慕ふて之に倣はん」とする「開化先生」と酷評している(『学問のすゝめ』第十五編全三一―二五)。

一方政府部内においても税権回復、治外法権撤廃の要求は不平等条約改正への動きとなり、明治四年政府は、後年福沢をして「新政府の此盛事を見たる上は死するも憾なしと絶叫」(全六一―四一九)せしめた廢藩置県を成功させ、次いでその余力をかって太政官三院制の官制改革を断行し、十一月岩倉具視らを海外に派遣して、条約改正への根まわしをはかっている。しかし条約改正には日本国内での法体系の整備確立と信教の自由の保障という二つの裏付を必要としていた。そのため岩倉らの当初の目的はまったく果されず、六年九月に帰国したのであるが、かれらを待ちうけていたのは居留外国人の内地旅行・内地雑居という外交問題であった。<sup>10)</sup>

事件の発端は明治六年二月、イタリア公使が自国商人の内地旅行の許可を求めたことにあり、外務卿副島種臣は国内法に従うという条件でこれを許可しようとした。ところが七月になりイギリス公使（パークス）の異議がでて、九月には治外法権を維持しながら内地旅行を行ないたいとの要求に変わり、結局双方は治外法権問題で翌七年八月ごろまで折衝したが、折りあいがかず妥結にいたらなかった。

この事件をとりあげたのは西周で、明治七年十一月十六日明六社で演説をおこない、外国人の内地旅行許可を主張し、津田真道も同じ意見であった。これに対し福沢は翌八年一月発行の『民間雑誌』第六編に「外国人の内地雑居許可せざるの論」（全一九一五二四）を発表し

旅行雑居の禍を防ぐには、嚴法を設るも其用を為す可らず。法を嚴にするは、法を行はれしむるに若かず。今日の急務は、唯内を修めて、人民一般の氣力を養ひ、内の約束守る可く、内の法律行はる可き時節を待ち、外国人をして事実我法律の下に立たしむるを得るの場合に至て、始て其雑居をも許すの一事に在り。

と述べて、内地雑居を許可する以前に解決しなければならぬ国内問題がたくさんあることを指摘している。続いて福沢は西の演説が『明六雑誌』第二十三卷（明治七年十二月刊）に発表されたのを読んで、ふたたび『明六雑誌』第二十六号（明治八年一月）に「内地旅行西先生ノ説ヲ駁ス」を草している。それによると、まず西が「東京大坂ノ居留地ハ旧幕ノ時マダ針路ノ定ラナイ時ニ出来タコトダ。ソレカラ御一新後七年ト云フ星霜ヲ経テ人間ノ身体モ骨カラ変ツタト云フ月日、ソレニ旧幕ノ時ヨリ一分モ進マヌト言フテハ御一新デ針路ガ定ツタト云フ甲斐ハナイ様ダ。」<sup>(11)</sup>と主張するのに対して、福沢は次のように反駁する。（全一九一五四四）

抑も御一新とは何事なるや。幕府屋の看板を卸して天朝屋の暖簾を掛け、今の参議を昔の閣老に比すれば毛が三本多ひ位の相違にて、等しく天保以来日本に産したる人物の外ならず。此参議以下の役人を集めて立たる政府にて、其

針路は好和開交と定るも唯政府の針路のみにて人民は則ち然らず。此民や、旧幕の専制を以て行はれたる無氣無力の瓦石なれば、昔より今に至るまで針路も方向もある可らず。仮令ひ七年の間に骨質は一新するも、其氣質は依然たること疑なし。(中略) 御一新は唯政府屋の店先きを僅に改革せしまでのことにて、迥も天下の人心を一変するの功を奏したりとは思はず。人心の方向を定め、各内外の別を知て、商売にも公事にも外国人に後れを取ることなきの場合に至るは、七年の星霜を経て能す可き事に非ざるなり。故に外国の交際に就て全国の利害に関する事を論ずるに当ては、此人民は矢張幕府より譲受けたるまゝの人民と視做して説を立てざる可らず。

右の文章は西の現状認識のあまさを痛烈に批判して余すところがないが、続けて福沢は今の状態での内地雑居は、ちょうど十二・三歳の娘に武蔵坊弁慶を入婿にとつて雑居せしめるようなものだという奇抜な比喻をつかつてこれに反対している。そして右に引用した文章の趣旨は『文明論之概略』第十章の随所に触れられているものである。

以上のように欧米諸国からの外圧は、基本的には治外法権に基づく外国人の不法行為、関税自主権の欠如による経済的打撃にしばられるであろうが、現実の面では内地雑居の要求ひいては鉱山等の利権獲得へと発展する可能性があった。これらの対策としては当然条約改正の条件としての法典の編纂(キリスト教は明治六年二月に解禁となった)が考えられた。その後の政府は条約改正・法典編纂を大きな課題として取組んでいるが、この二つがあまりにも直結的であり、治外法権撤廃の付帯条件として法典編纂が考えられるようになる、福沢はこれに反対する。しかし、いま問題にしている明治七・八年の時点では、法典の編纂についてふれるところきわめて少ない。外国人の内地雑居に関しても、人民の氣力の充実向上をまつとの態度をとつて、対症療法的な手段を考えていない。『文明論之概略』第一章にみられるように、議論の本位を日本の独立という一点に定めて、その目的のために人民の氣風を高尚にすることが緊要のことであり、法律や衣食住という有形の外の文明は、二の次であるということを強く主張している。しからば人民の氣風を高尚にする手段は何

かと言えば、智力と徳義であつて、それこそギゾー、バツクルの文明史によつて啓発された福沢の文明論なのである。

### 三要 旨

『文明論之概略』全六巻の編成は初めに「緒言」をおき、以下十章にわかれている。緒言の冒頭に「文明論とは人の精神發達の議論なり。其趣意は一人の精神發達を論ずるに非ず、天下衆人の精神發達を一体に集めて、其一体を論ずるものなり。故に文明論、或は之を衆心發達論と云ふも可なり」(三)と言つて、文明論とは人間一人一人の精神發達を論ずるものでなく、天下衆人国民総体としての議論であるから、「衆心發達論」のことであると規定している。そして西洋の文明と日本の文明とは異質なものであるから、両者の遭遇した王政一新は「火より水に變じ、無より有に移らんとする」(四)のような大變革であつた。この騒亂期を生きぬいてきた者には「自己の經驗を以て之を西洋の文明に照らすの便利」(五)があり、これは

恰も一身にして二生を経るが如く一人にして両身あるが如し。二生相比し両身相較し、其前生前身に得たるものを以て之を今生今身に得たる西洋の文明に照らして、其形影の互に反射するを見ば果して何の觀を為す可きや。其議論必ず確實ならざるを得ざるなり。(五)

と言う。ここで述べていることは、すでにふれたことでもあるが、史料学的にいう歴史の当事者として記録を遺しておくという態度であり、明治十年に「旧藩情」を著わした姿勢もこれと同一である。

ところで十章にわたる本書の要旨を章別に詳説することは、福沢の論旨が複雑多岐にわたつていてたいへん繁雜になるので、その要点だけを摘出しそのなかで問題点をさぐつて行きたい。<sup>12)</sup>

### 第一章 議論の本位を定る事

第一章は本書全体の序章ともみるべき部分で、議論をするためのルールを論じたところである。この章はかつて丸山眞男氏が<sup>(13)</sup>

実は「概略」のなかで展開せられているさまざまの論点の伏線はことごとくこの第一章に張られているのであり、その劈頭のテーゼは、あたかも「天は人の上に……」の句が「学問のすすめ」全体の精神の圧縮的表現であるのと同様に、「概略」を貫く、いな、ある意味では福沢の全著作に共通する思惟方法を最も簡潔に要約しているのである。と論じて以来、重要視されている部分である。第一章を要約すると次のようになる。

- (一)事物の判断は相対的なものである（価値判断の相対性の主張）。
- (二)議論は枝葉末節をすて問題の本質を追求しなければならない。
- (三)議論は拠って立つ立場を定めなければならない。
- (四)結論は合致していても論拠が異なる場合がある。
- (五)両極端の主張は議論とはならない。
- (六)相手の欠点のみを指摘する議論は、たがいに本質を見逃すことがある。
- (七)議論は高遠でなければならない。

この主旨は『文明論之概略』の全編に見られる福沢の基本的な姿勢であって、第二章から第九章にわたる所謂文明論の議論と、第十章の主張との不連続性の意味も、実はこの第一章にすべて述べられていると思う。またこの趣旨を敷衍せしめると、丸山氏の指摘するように福沢の全著作に共通する思惟方法であろう。文学者柳田泉は「福沢の思想を知るべき書物は（中略）私見によると、『文明論之概略』が第一である。これは、思想的ダムといつてよく、これより以前の思想は一応皆ここに入り、これより以後の思想は今度は皆これから流出する」と、鋭く直感的な表現で評しているが丸山氏の評

と同じ趣旨であろう。

## 第二章 西洋の文明を目的とする事

### 第三章 文明の本旨を論ず

世界の状態は野蛮、半開、文明の三段階にわかれており、日本中国は半開の、欧米諸国は文明の状態にあると述べ、文明は限りなく進歩するもので今の西洋諸国の状態も満足すべきではないが、すくなくとも現時点ではもっとも進んだ文明であるから、日本は西洋の文明を目的とすべきであると言う。第一章の主旨の項目で言う(一)および(三)の具体例であろうか。

次に第二章から第三章にかけて文明なるものの定義を説明し、国体との関係を説いて、文明と政体の種類に言及している。その間、ギゾー、ミルの著書をあげて論議の根拠を明らかにする。まず文明の定義をまとめよう。

文明には外に見はるゝ事物と内に存する精神と二様の區別あり。外の文明はこれを取るに易く、内の文明はこれを求るに難し。国の文明を謀るには其難を先にして易を後にし、難きものを得るの度に從てよく其深淺を測り、乃ちこれに易きものを施して正しく其深淺の度を適せしめざる可らず。若し或はこの順序を誤り、未だ其難きものを得ずして先づ易きものを施さんとするときは、啻に其用を為さざるのみならず却て害を為すこと多し。抑も外に見はるゝ文明の事物とは衣服飲食器械住居より政令法律等に至るまで都て耳目以て聞見す可きものを云ふなり。(一九)

すでにしばしばふれてきたが、ここには文明の二様すなわち「外の文明」と「内の文明」の説明があり、前者の摂取は易であるが後者は難である。しかし国の進歩発展には難をさきに易をあとに摂取しなければならぬと説いている。この文明の二種類の説明は第三章にもくりかえされる。

もと文明の字義はこれを広く解す可し、又これを狭く解す可し。其狭き字義に従へば、人力を以て徒に人間の需用を

増し、衣食住の虚飾を多くするの意に解す可し。又其広き字義に従へば、衣食住の安楽のみならず、智を研き徳を脩めて人間高尚の地位に昇るの意に解す可し。学者若し此字義の広狭に眼を着せば、又喋々たる争論を費すに足らざる可し。(三二八)

二種の文明のうち、内の文明あるいは無形の文明の方が重要なのであるから、福沢は言葉を尽してこれの説明を重ねる。或人は唯文明の外形のみを論じて、文明の精神をば捨て、問はざるものゝ如し。蓋し其精神とは何ぞや。人民の気風即是なり。此気風は売る可きものに非ず、買ふ可きものに非ず、又人力を以て遽に作る可きものにも非ず。恰ねく一国民の間浸潤して広く全国の事跡に顕はるゝと雖ども、目以て其形を見る可きものに非ざれば、其存する所を知ること甚だ難し。(二一〇)

この趣旨は、すでにふれた明治七年一月一日における福沢の演説(『学問のすゝめ』第五編として発行)の内容と軌を一にするものである。そしてこの一国民の気風を歴史のなかでとらえれば時勢であり、人について言えば人心と言ひ、国について言えば「国俗又は国論(二一〇)」となづけられる。アジア諸国は西洋諸国に比して、この文明の精神が欠けているのであるから、「欧羅巴の文明を求るには難を先にして易を後にし、先づ人心を改革して次で政令に及ぼし、終に有形の物に至る可し」(二二二)と説いている。

ところがこのように西洋文明の摂取を強調すると、日本が欧米諸国にみられるような共和政の国家形態をとらねばならぬと危惧する向のあることを予想して、福沢は国家形態の三要素、国体・政統(政体)・血統を説明し、日本は政体にはいく度か変革が見られるが、国体と血統には変化がないのが特徴である。「開闢以来国体を全ふして外人に政権を奪はれたることなきの一事」(三二二)が国の誇りであるから、

此時に当て日本人の義務は唯この国体を保つの一箇条のみ。国体を保つとは自国の政権を失はざることなり。政権を

失はざらんとするには人民の智力を進めざる可らず。其条目は甚だ多しと雖ども、智力發生の道に於て第一着の急須は、古習の惑溺を一掃して西洋に行はるゝ文明の精神を取るに在り。(中略) 西洋の文明は我国体を固くして兼て我皇統に光を増す可き無二の一物なれば、之を取るに於て何ぞ躊躇することをせんや。断じて西洋の文明を取る可きなり。(三二—三三)

と言つて、西洋の文明の精神をとることによつて国体を保つべきであると強く主張する。そして政治形態については、君主政でも共和政でも「至善至美」の政治は未だ存在していないからそれは「国俗又は国論」で決すべきで、「或は文明の極度に至らば何等の政府も全く無用の長物に属す可し」(四九)との見通しを述べている。ところで、右の第二章で強調した、国体の保持いかえると国家の独立のために西洋文明の精神を摂取するとの議論は、不連続を指摘される第十章の主張と全く同一のものである。このことはのちにふたたび触れるが、注目されるべき文章であろうと思う。

ところで、これまでは文明を二種の形態として、また二種の字義として説明したのであるが、第三章では文明の状態を説明する。この場合福沢はギゾーの所説を援用しながらこう言っている。

文明とは人の身の安樂にして心を高尚にするを云ふなり、衣食を饒にして人品を貴くするを云ふなり。(中略) 人の安樂には限ある可らず、人心の品位にも亦極度ある可らず。其安樂と云ひ高尚と云ふものは、正に其進歩する時の有様を指して名けたるものなれば、文明とは人の安樂と品位との進歩を云ふなり。又この人の安樂と品位とを得せしむるものは人の智徳なるが故に、文明とは結局、人の智徳の進歩と云て可なり。(四一)

ここでようやく文明の状態が説明されたので、次はその文明の領域に進み、また文明そのものが不断の発展をとげるための手段が示された。それは人の智徳の進歩にあると言う。

#### 第四章 一国人民の智徳を論ず

## 第五章 前論の続

緒言の冒頭で文明論は衆心發達論であると規定し、前章では人の智徳の進歩なりと論じた内容を、第四章、第五章では詳細に説明する。まず「文明は一人の身に就て論ず可らず、全国の有様に就て見る可きものなり」(五一)と云って、文明の状態は二・三人の有智有徳の存在をもってみるのではなく、「全国に行はるゝ氣風」「一国の人民に有する智徳の現像」(五一)をみななければならないから、「蓋し国の智徳とは國中一般に分賦せる智徳の全量を指して名を下だしたるもの」(五二)と説明し、これを衆論とも言う。そして第五章ではこれを補足してこう説明する。

一國文明の有様は其國民一般の智徳を見て知る可し。前章に云ふ所の衆論とは即ち国内衆人の議論にて、其時代に在て普く人民の間に分賦せる智徳の有様を顯はしたるものなれば、此衆論を以て人心の在る所を窺ふ可しと雖ども、今又この衆論のことに就て二箇条の弁論あり。即ち其第一条の趣意は、衆論は必ずしも人の數に由らず、智力の分量に由て強弱ありとのことなり。第二条の趣意は、人々に智力ありと雖ども習慣に由て之を結合せざれば衆論の体裁を成さずとのことなり。(六八)

すなわち、衆論は單なる人の數によつて決定されるのではなく、その人に分布する智徳の量によつて示される。「其議論の力は人の數の多寡に由らずして智徳の量の多寡に由て強弱あるものなり」(六九)であるから、たとえ少数派であってもそこに分布する智徳の總量が多数派より多ければ、それが衆論となるのである。「一國の議論は人の體質より出るに非ずして其精氣より發するものなれば、彼の衆論と唱るものも必ずしも論者の多きみに由て力あるに非ず、其論者の仲間に分賦せる智徳の分量多きがため、其量を以て人數の不足を補ひ、遂に衆論の名を得たるものなり」(六九―七〇)。ここでは近代民主政治の基本である多数決の原理にはっきりと疑問をなげかけているが、これはミルやトクビルがはやくから指摘しているところで、本書でも第三章(四七)にミルの『代議政治論』によつてそのことを説明している。

次に衆論を形成する場合のもう一つの特徴として、個人の意見を集めると思わぬ変化をすることがあると言う。そしてその変化は西洋諸国と日本とは、全く逆の結果を見せている。「西洋の人は智恵に不似合なる銘説を唱て不似合なる巧を行ふ者なり。東洋の人は智恵に不似合なる愚説を吐て不似合なる拙を尽す者なり。今其然る所以の源因を尋るに、唯習慣の二字に在るのみ。習慣久しきに至れば第二の天然と為り、識らず知らずして事を成す可し」(七九)。要するに西洋諸国では「衆議の法」が数百年来の習慣になっているのに反し、東洋では専制体制のためひたすら卑屈消極の態度をとり、衆論になると愚説をばく結果になるのである。これは一掃さるべき「古習の惑溺」と考えられるであろう。

そのほか、偶然にみえる天然現象や社会現象にも一定の法則があると言って「スタチスチク」統計学の紹介を行ない(これはバックルの説の紹介)、事件の原因には遠因と近因とがあつて、識者は遠因にまでさかのぼって眞実をきわめなければならぬと言つて、多くの歴史事実を例としてあげて説明する。

ところで、第三章で示された文明は人の智徳の進歩なりという命題が、この四、五章で少し変化しているのに気付く。それはすでに引用した文章のなかにも見られるが、例えば「歐羅巴の諸国にても人民の智徳を平均すれば、国中文字を知らざる愚民は半に過ぐ可し。其国論と唱へ衆説と称するものは、皆中人以上智者の論説にて、他の愚民は唯其説に雷同し其範圍中に籠絡せられて敢て一己の愚を逞ふること能はざるのみ」(七〇) という文章ではっきりするように、智恵と徳義とが併列していたはずであつたのが、いつの間にか徳義の方が脱落し智恵のみに限られていることである。この考えを發展させたのが次章である。

## 第六章 智徳の弁

## 第七章 智徳の行はる可き時代と場所とを論ず

まずここでは字義の説明から始まり、「徳とは徳義と云ふことにて、西洋の語にてモラルと云ふ。モラルとは心の行儀

と云ふことなり。一人の心の内に慊くして屋漏に愧ざるものなり。智とは智恵と云ふことにて、西洋の語にてインテレク  
トと云ふ。事物を考へ事物を解し事物を合点する働なり」(八三)と平易に解説し、続いてこの智徳には次のような四種  
の区別があるという(八三)。

①私徳Ⅱ一心の内に属するもの……貞実、潔白、謙遜、律儀等

②公德Ⅱ外物に接して人間の交際上に見はるゝ所の働……廉恥、公平、正中、勇強等

③私智Ⅱ工夫の小智……物の理を究めて之に応ずるの働

④公智Ⅱ聰明の大智……人事の軽重大小を分別し軽小を後にして重大を先にし其時節と場所とを察するの働

この四種類のうちもつとも重要なものは大智であつて、「蓋し聰明叡知の働あらざれば私徳私智を括て公德公智と為す  
可らず」(八三)と説明する。ところが福沢はこの前提をただちに訂正している。その理由は古来わが国で徳義と称する  
ものは、もっぱら一人の私徳についてのみに名付けており、外に現われる働きではなくて受身の内に存するもの(例えば  
温良恭謙)を言いつているようで、徳の字義がはなはだ狭くて所謂聰明叡知等の働きは含まれていない。そこで第六・七  
章にしるす徳義は「天下一般の人心に従て字義を定れば、聰明叡知の働は之を智恵の条目中に掲げて、彼の徳義と称する  
ものは其字義の領分を狭くして唯受身の私徳に限らざるを得ざるなり」(八六)とことわつて、世間に通用する用法に従  
つての議論を展開する。

さて智恵と徳義とは「恰も人の心を両断して各其一方を支配するものなれば、孰れを重しと為し孰れを軽しと為すの理  
なし」(八八)ではあるが、従来ややもすると漢学者流は徳義の一方のみを主張し、智恵を軽くみがちである。このよう  
な弊害を一掃するために、まず智恵と徳義の相違、区別を五項目に分けて説明している(八九―九八)。

①徳義Ⅱ一人の心の内に在るものにて他に示すための働に非ず。

智恵ニ外物に接して臨機応変ニ以て処置を施すものニ外の働

② 徳義ニ一人の行ひにて、其功能の及ぶ所は先づ一家の内に在り。

智恵ニ一度び物理を發明してこれを人に告れば、忽ち一国の人心を動かし、或は其發明の大なるに至ては、一人の力、よく全世界の面を一変することあり。

「私徳の功能は狭く智恵の働は広し。徳義は智恵の働に従て其領分を弘め其光を発するものなり」(九一一二)

③ 徳義ニ古より定て動かず。

智恵ニ古人一を知れば今人は百を知り、古人の恐るゝ所のものは今人は之を悔り、古人の怪む所のものは今人は之を笑ひ、智恵の箇条の日に増加して其發明の多きは古来枚挙に遑あらず、今後の進歩も亦測る可らず。

④ 徳義ニ形を以て教ゆ可らず。|| 徳義の風化

智恵ニ之を学ぶに形を以てして明に其痕跡を見る可し。

「徳義は形を以て人に教ゆ可らず、形を以て真偽を糺す可らず、唯無形の際に人を化す可きのみ。智恵は形を以て人に教ゆ可し、形を以て真偽を証す可し、又無形(有ナラン)<sup>(15)</sup>の際に人を化す可し」(九六)

⑤ 徳義ニ一心の工夫に由て進退するものなり。

智恵ニ積年有形の理学を研究して其功績漸く事實に顯はれたるものなり。

「智恵は学と進む可し、学ばざれば進む可らず、既に学て之を得れば又退くことある可らず。徳義は教へ難く又学び難し、或は一心の工夫にて頓に進退することあるものなり」(九八)

右のような智徳の区分はバックルの論拠に基づいての立論であろうが、福沢独自の見解と見てもよいであろう。しかし公德を智恵の分野に包含させる強引さは議論の混乱を招くばかりでなく、立論の粗雑さをあらわしており、また各項目で

の解説にもいささか論理の飛躍がみられる。以上の分類や区分に基づいて導かれる福沢の結論を読みながら、問題点をさぐってみよう。

まず智恵と徳義とを兼備しないと「十全の人類」(八八)とは言えないと言ってはいるが、これまでの議論をみると智恵偏重徳義偏軽であるとの批判はまぬかれないであろう。儒教流の故老を味方に引き入れんと意図であったにしても、福沢自身がいましめている両極端の議論と見られるであろう。たとえば結論として

私徳は他人の力を以て容易に造る可きものに非ず。仮令ひよく之を造るも智恵に依頼せざれば用を為す可らず。徳は智に依り、智は徳に依り、無智の徳義は無徳に均しきなり。(一〇三)

と述べているが、徳は智に依りということについては言葉をつくして説明しているのに対し、智は徳に依りという部分の説明はほとんどなされていない。したがって神山四郎氏の指摘するように、『無智の徳義は無徳にひとしきなり』とは言っても、「無徳の智恵は無智にひとしきなり」とは言わない<sup>(16)</sup>のである。さらに福沢は

私徳は智恵に由て其光明を生ずるものなり。智恵は私徳を導て其功用を確実ならしむるものなり。智徳両ながら備はらざれば世の文明は期す可らざるなり。(一〇五)

と結論づけるが、この引用文はその矛盾がもつともはなはだしいものである。「私徳は智恵に由て」と「智恵は私徳を導て」とは同じことを主語を変えて言ったにすぎず、すぐ続けて「智徳両ながら備はらざれば」と言うは論理の飛躍であろう。たとい公徳は智恵に含まれると断わっていても、論旨の混乱を招くだけである。この智恵偏重論に対する宗教家、とくにキリスト教者の反対には手厳しいものがある。松浦正夫氏の示教によれば、内村鑑三は「西洋文明の心髄」<sup>(17)</sup>において「西洋文明を以て単に智的文明の発達なりと信ずる者は、皮相見の最も甚しきものと謂はざるを得ず、智は之を使役するの意志を要し、智は智其物をも保存發育する能はず、無究の発達力は智性に存せずして靈性<sup>(18)</sup>にあり」と記して、西洋文

明はキリスト教文明にあると言う。

また神山氏はさらに福沢の智徳についての四種の区分に対して、「この徳目は私徳の場合も公德の場合も単に機能的で、徳目の内容も徳と徳目の関係もそう深くは掘り下げられていない」と述べて福沢の徳目機能論を批判し、続けて「私徳を公德にまでひろげる力がなぜ徳自体の中になのか。それは前述のようにもともと徳が機能面でしかとらえられていないことからくるのだが、徳論としてつっこみが足りないのは十八、九世紀の啓蒙思想以上にヨーロッパ思想の深みに入らなかった福沢の限界かもしれない。ギリシヤ以来の徳論そのものの背景は福沢の目には映っていない」と鋭く指摘しておられる。

さらにいちばん疑問に思うことは、これだけ執拗に智恵の重視をさげびながら、何故徳義の劣性を主張する以上に智恵の内容について説明を加えなかったのか、ということである。「達磨大師をして面壁九十年ならしむるも蒸気電信の発明はある可らず」(九八) という痛快な警句をはいて漢儒宗教家を攻撃するその筆勢で、いやそれにも増した勢いをもって文明を進歩さすべき智恵の内容に触るべきではなかったか。たしかに福沢は、明治五年以来『学問のすゝめ』を中心に実学・サイエンスの重要性を主張し続けている。しかし『学問のすゝめ』は元来民間の読本もしくは小学校の教科書用に執筆したもので、所謂中人以上の識者を相手にしたものではない。しかもそこで述べられている実学の内容は、智徳の四分にあてはめると私智に該当すると思える。私智を聰明叡知の働きによって公智にまで発展せしめるのが文明の目的ではなかったろうか。『文明論之概略』においての智徳論は、徳義偏軽論ではなく国の独立をふまえての文明学問論であった方が首尾一貫しているように思える。執筆の対象が五十歳以上の故老にあるから、いまさら「学問のすゝめ」でもあるまいとひとり納得してしまうと、本書のレーゾンデートルが失われる。

なおこの第六章では宗教についても述べているので簡単にふれておく。宗教の面では東洋の教も西洋の教も優劣がつけ

難い。これは徳の分量に東西の差が少ないということ、従って焦眉の急として徳を求める必要はない、まず求めなければならぬのは智恵である。また宗教は文明が進歩するにつれ徐々に変化するもので、智識の進歩に従って新しい内容の宗教が生れる。その内容はかならず簡易なものに向って行くから「結局宗旨のことは之を度外に置く可きのみ」(一一〇)と云う。

次に第七章においては智徳がいかなる時代と場所とにおいて行なわれるかを論じている。

まず時代については言へば、未開野蠻の状態においては「人民の智力未だ発生せずして其趣恰も小児に異ならず」(一一六)のありさまで、自然現象はもちろん社会のあらゆる關係についても「恐怖と喜悅の心」(一一六)しか持っていないようである。従って

結局野蠻の世には人間の交際に唯恩威の二箇条あるのみ。即ち恩徳に非ざれば暴威なり、仁恵に非ざれば掠奪なり。

此二者の間に智恵の働あるを見ず。(中略) 畢竟野蠻不文の時代に在ては、人間の交際を支配するものは唯一片の徳義のみにて、此外に用ゆ可きものあらざるの明証なり。(一一九)

という結論が導かれる。続いて「人文漸く開化し智力次第に進歩するに従て」(一二〇)人心に疑を生じ自然現象について原因を尋ね「造化の秘訣」(一二〇)を発見して「天然の力を束縛して之を我範圍の内に籠絡」(一二一)してしまふ。社会現象についても鬼神のごとき天子、強暴なる酋長に対して人民は「理を以て暴を制する」ようになり、「智力発生する者は能く自から其身を支配し、恰も一身の内に恩威を行ふが故に他の恩威に依頼するを要せず」(一二二)という状態になるから、もはや「国君と雖ども同類の人」でありこれの仁君、仁徳に恐怖喜悅する必要はなくなってくる。このように文明が進展するにつれて私徳はその權威を失う傾向をもっているが、しかしこれは世間全体に徳義の量が減ったわけではなく、「文明の進歩に従て智徳も共に量を増し、私を拈て公と為し、世間一般に公智公德の及ぶ所を広くして次第

に太平に赴」(一一三) くようになると、土地の争奪もなくなり戦争も存在しなくなるであろう。

故に私徳は野蛮草昧の時代に於て其功能最も著しく、文明の次第に進むに従て漸く権力を失ひ其趣を改めて公德の姿と為り、遂に数千万年の後を推して文明の極度を夢想すれば又一般に其徳沢を見る可きなり。(一二四)

次に徳義の行なわれる場所について述べている。まず社会の最小単位としての家族については、これは骨肉の縁という血縁で結ばれているから、家族内の交際には情愛はあっても規則はない、「一家の交際は専ら徳義に依て風化の美を尽」(一二五) しているのであるから、「徳義の力の十分に行はれて毫も妨なき場所は唯家族のみ」(一二七) である。

ところが文明が進歩し社会が複雑化してくると情愛の徳義だけでは律しきれない問題がおこってくる。それは家族という狭い範囲では無用であった規則である。「徳義は情愛の在る処に行はれて規則の内に行はる可らず」(一二七) と言いさらば「世の文明を進るの具は規則を除て他に方便あることなし」(一三〇) と述べるその規則は、徳義とは相反するものであって「事物の順序を整理するため」のものと「悪を防ぐため」(一二八) のものとの二種類があると言う。この二種類の規則についての補足説明をみると、前者は今日いう民法・商法等の内容を意味し後者は刑法を指しているかと思われる。ところが福沢はこれらの規則に対して、法あるいは法律という言葉を使っていない。あえて用心深くその使用を避けているようにも思える。第七章の末尾の部分に商法、租税の法、万国公法等の用語が使用されているが、これは西洋諸国の状態を言っているのであつて日本の場合ではない。このことは法哲学の面からみると、法と道德あるいは社会規範との関係を無視しているとの批判がなされるのではないか。記して疑問をとどめておく。(昭和五十年九月二十二日稿)

〔付記 本稿は編集の都合で、第七章までの要旨の説明で打切らざるをえなかったが、このあと「中」において第十章までの要旨を述べて、序言との関連で本書著述の真の目的を追求する予定である〕

注

(1) 中井・戸沢両氏の論文は、慶応義塾史資料室に所蔵する本書の草稿を章別に分類し、執筆年代の順序をただした労作であるが、何分にも多くの種類の草稿が遺されているので、まだ十分な調査は終わっておらず、今回の発表は中間報告にとどまることである。今後の発表が待たれるのであるが、その際には、二八頁の草稿系統別表に見られるA-Gの諸系列の説明、および草稿の全てが福沢の自筆ではないから、章別・系列別に他人の浄写部分と福沢自筆部分とを明示していただきものである。なお第七章の執筆時期については触れられていない。

(2) 明治七年二月二十三日付莊田平五郎宛福沢書翰(全一七一―一六五)に「出版免許の課長は肥田君と秋山君なり。大丈夫なる請人にて面白し」とある。

(3) 『福沢諭吉全集』第四卷「後記」(全四一―六七八)

(4) 家永三郎「福沢諭吉の人と思想」二六頁(筑摩書房刊『現代日本思想大系』2所収)

(5) 福沢の歴史観について論じている文献の主なるものを、ここに列記しておく。

松本芳夫 「歴史家としての福沢先生」『史学』十三卷三号、

昭和九年十一月、『日本史学史』に再録

同 「福沢史学について」『福沢諭吉全集』第六卷附録、

昭和三十四年十月

小泉信三 「福沢の歴史観」アテネ文庫『福沢諭吉』所収、昭和

『文明論之概略』研究(上)

二十三年十一月、『小泉信三全集』第二十一卷再録

同 「福沢の歴史観」岩波新書『福沢諭吉』所収、昭和四十一年三月、『小泉信三全集』第二十一卷再録

津田左右吉 「福沢諭吉選集第二卷解題」、昭和二十六年九月、岩波文庫『文明論之概略』に再録、『津田左右吉全集』第二十四卷所収

遠山茂樹 『福沢諭吉』一九七〇年東京大学出版会刊

石河幹明 「文明論之概略」『福沢諭吉伝』第二卷所収

神山四郎 「福沢諭吉の歴史観」『三田評論』第七四七号、昭和五十年四月

(6) 植村正久「福沢先生を弔す」『福沢諭吉哀悼録』所収

(7) 小泉信三「福沢諭吉」(岩波新書一〇二頁)

(8) 遠山茂樹『福沢諭吉』九三頁

(9) 『明治文化全集』第五卷「雑誌篇」六六頁

(10) 内地雑居、条約改正に関しては、中村菊男氏の著書『近代日本と福沢諭吉』に負うところが多い。

(11) 『明治文化全集』第五卷「雑誌篇」一六七頁

(12) 緒言、第一章、第二章、第三章および第十章の要旨は『慶応義塾高等学校紀要』第五号(一九七四年七月)第六号(一九七五年六月)に載せておいたので参照されたい。なお、昭和四十八年六月から翌年十一月にかけ十一回に及んだ慶応高校社会科教員諸氏による本書の読書会が、本稿作成に際したいへん参考になったことを記して感謝したい。

- (13) 丸山真男「福沢諭吉の哲学」『国家学会雑誌』六一卷三号  
昭和二十二年九月、筑摩書房刊「現代日本思想大系」三四卷  
『近代主義』に再録
- (14) 柳田泉『明治初期の文学思想』上卷二二七頁
- (15) 引用文最後の「又無形の際に人を化す可し」とある「無形」は「有形」でないと文意が通らない。智恵を「有形の智教」といい、「何れも皆形を以て教ゆ可らざるものなし」あるいは「智術有形の誠験法」(いずれも九五)と言っているから、やはりこの部分は「有形」であろう。草稿に当たってみると、第六章は中井・戸沢論文というC系列No. 8、E系列No. 14、G系列No. 17の三種の草稿が遺っており、No. 8の大部分は福沢の自筆草稿であり、No. 14は他者の浄写に福沢がかなり加筆訂正しており、No. 17はほとんど全文他者の浄写である。問題の「無形」の箇所は、No. 8から福沢自筆で「無形」となっており、No. 14およびNo. 17当然それに倣っている。従ってこれは明らかに福沢の誤記であり、いわゆる弘法も筆の誤りのたぐいであろう。
- (16) 神山四郎「福沢諭吉の智徳論」『塾』一二卷四号、昭和四年八月
- (17) 松浦正夫「福沢諭吉とキリスト教」『慶応義塾高等学校校紀要』第六号、昭和五〇年六月
- (18) 『内村鑑三全集』第二卷三五四頁
- (19) 注(16)の論文